定　　款

株式会社 大　冷

本店　東京都中央区月島２丁目３番１号

定　　款

第１章　　総　則

（商　　号）

第１条　会社は、株式会社 大冷　と称し、英文では、DAIREI CO.，LTD.と表示する。

（目　　的）

第２条　会社は、次の事業を営むことを目的とする。

１．冷凍食品の製造販売ならびに輸出入業。

２．水産物の加工販売ならびに輸出入業。

３．魚介類の加工販売ならびに輸出入業。

４．農畜産物、林産物の加工販売ならびに輸出入業。

５．冷凍・冷蔵倉庫業。

６．不動産の賃貸、管理業。

７．レトルト食品・チルド食品の製造・販売。

８．資金の立替、貸付に関する業務。

９．上記各号に付帯する一切の業務。

（本店の所在地）

第３条　会社は、本店を東京都中央区に置く。

（機　　関）

第４条　会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

（１）　取締役会

（２）　監査等委員会

（３）　会計監査人

（公告の方法）

第５条　会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第２章　株　式

（発行可能株式総数）

第６条　会社の発行可能株式総数は２０００万株とする。

（自己の株式の取得）

第７条　会社は、取締役会決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる。

（単元株式数）

第８条　会社の一単元の株式数は、１００株とする。

(単元未満株主の売渡請求)

第９条　会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すこと(以下、「買増し」という。)を会社に請求することができる。

（単元未満株式についての権利）

第１０条　会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

（１）会社法第１８９条第２項各号に掲げる権利

（２）会社法第１６６条第１項の規定による請求をする権利

（３）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(４) 前条に規定する単元未満株式の買増しを請求する権利

(株主名簿管理人)

第１１条　会社は、株主名簿管理人を置く。

２．株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

３．会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、会社においては取り扱わない。

（株式取扱規程）

第１２条　株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り・買増し、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料、株主の権利行使に際

しての手続き等については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

第３章　株主総会

（招　　集）
第１３条　会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後３ケ月以内に招集し、臨時株主総会は必要があるときに随時これを招集する。

（定時株主総会の基準日）
第１４条　会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年３月３１日とする。

（招集権者および議長）
第１５条　株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。
２．株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときはあらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。

（電子提供措置等）
第１６条　会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。
２．会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

（議決権の代理行使）
第１７条　株主は、会社の議決権を有する他の株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。
２．株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を会社に提出しなければならない。

（決議の方法）
第１８条　株主総会の決議は、法令または定款に別段の定めがある場合を除き、出席した

議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２．会社法第３０９条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。

（議事録）
第１９条　株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録する。

第４章 取締役および取締役会

（員　　数）
第２０条　会社の取締役（監査等委員であるものを除く。）は、１２名以内とする。
２.会社の監査等委員である取締役（以下、「監査等委員」という。）は、４名以内とする。

（選任方法）
第２１条　取締役は、監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して株主総会の決議によって選任する。
２．取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
３．取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

（任期）
第２２条　取締役の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２.前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
３.補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了する時までとする。
４.会社法第３２９条第３項に基づき選任された補欠監査等委員の選任決議が効力を有する期間は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会開始の時までとする。

（代表取締役および役付取締役）
第２３条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。
２．代表取締役は、会社を代表し、会社の業務を執行する。

３．取締役会は、その決議によって取締役会長、取締役社長を各１名、取締役副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができる。

（取締役会の招集権者および議長）
第２４条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。
２．取締役社長に欠員または事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

（取締役会の招集通知）
第２５条　取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２．取締役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。

（取締役会の決議の方法）
第２６条　取締役会の決議は、取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

（取締役会の決議等の省略）
第２７条　会社は、会社法第３７０条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

（業務執行の決定の取締役への委任）
第２８条　会社は、会社法第３９９条の１３第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

（取締役会の議事録）
第２９条　取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

（取締役会規程）
第３０条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程によるものとする。

（報酬等）
第３１条　取締役の報酬、賞与その他職務執行の対価として会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して定める。

（顧問および相談役）
第３２条　取締役会の決議によって、顧問および相談役を置くことができる。

（取締役の責任免除）
第３３条　会社は、取締役会の決議によって、取締役（取締役であった者を含む。）の会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。
２．会社は取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間で、会社法第４２３条第１項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。

第５章　監査等委員会

（常勤の監査等委員）
第３４条　監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。

（監査等委員会の招集通知）
第３５条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の３日前までに発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。
２．監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議の方法）
第３６条　監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）

第３７条　監査等委員会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令で定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。

（監査等委員会規程）
第３８条　監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

第６章　会計監査人

（会計監査人の選任）
第３９条　会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

（会計監査人の任期）
第４０条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２．会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がなされなかったときは、当該定時株主総会において再任されたものとみなす。

（会計監査人の報酬等）
第４１条　会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

第７章　計　算

（事業年度）
第４２条　会社の事業年度は、毎年４月１日から翌年３月３１日までの１年とする。

（剰余金の配当等の決定機関）
第４３条　会社は、株主総会の決議によって、毎年３月３１日の最終の株主名簿に記載又は記録ある株主、登録株式質権者に対して剰余金の配当を行う。

（剰余金の配当の基準日）

第４４条　会社の期末配当の基準日は、毎年３月３１日とする。

２．会社の中間配当の基準日は、毎年９月３０日とする。

３．前２項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。

（配当金の除斥期間等）

第４５条　配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満３年を経過してもなお受領されないときは、会社はその支払義務を免れる。

２．未払の期末配当金および中間配当金には利息をつけない。

附則

（監査役の責任免除に関する経過措置）

第１条

１．会社は、第４８回定時株主総会終結前の行為に関する会社法第４２３条第１項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

２．第４８回定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第４２３条第１項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第４１条第２項の定めるところによる。

（株主総会資料の電子提供に関する経過措置）

第２条

１．現行定款第 16 条の変更は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第 70 号）附則第１条ただし書きに規定する改正規定の施行の日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。

２．前項の規定にかかわらず、施行日から６か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第 16 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

３．本条は、施行日から６か月を経過した日または前項の株主総会の日から３か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

（その他）

１．この定款変更は、令和４年６月１６日に効力が生じる。

平成１３年　４月　２日　　改訂

平成１３年　４月２７日　　改訂

平成１４年　２月１３日　　改訂

平成１５年　４月　１日　　改訂

平成１８年　６月２３日　　改訂
平成２１年　６月２３日　　改訂
平成２４年　９月２８日　　改訂
平成２５年　７月　１日　　改訂
平成２６年　６月２７日　　改訂
平成２６年１０月　１日　　改訂
令和　１年　６月１８日　　改訂
令和　４年　６月１６日　　改訂